

○内閣府令第 号
厚生労働省

安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 加藤 勝信

労働金庫法施行規則及び労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部を改正する命令

（労働金庫法施行規則の一部改正）

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定

の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(労働金庫の付随業務) 第四十二条 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 法第五十八条第二項第十六号の二及び第十七号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引のうち、次に掲げる取引以外の取引とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 暗号等資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下同じ。）又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。第四十五条第三項第四号において同じ。）に係る取引</p> <p>〔6〕12 略〕</p> <p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第五十八条の三第一項第一号又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの（労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及</p>	<p>(労働金庫の付随業務) 第四十二条 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 暗号資産（金融商品取引法第二条第二十四項第三号の二に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）又は暗号資産関連金融指標（同法第八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第四十五条第三項第四号において同じ。）に係る取引</p> <p>〔6〕12 同上〕</p> <p>(金庫の子会社の範囲等) 第四十五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p>

び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)
の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の三 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(6)において同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(6)において同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を

一 金庫の業務(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)
の代理又は媒介

一の二 銀行又は信用金庫若しくは信用協同組合(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)の代理又は媒介

一の三 農業協同組合(農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百三十二号)第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(6)において同じ。)若しくは農業協同組合連合会(同法第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(6)において同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。)、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の事業を行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第二号の事業を

行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の六に掲げる業務に該当するものを除く。又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。))の代理又は媒介

一の四 「略」

一の五 資金決済に関する法律第二条第十一項に規定する電子決済手段関連業務

一の六・一の七 「略」

二・二の二 略

二の三 労働金庫電子決済等代行業(法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第二十一項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三・三の五 略

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等(暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号等資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第五十一条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。))の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。第十四号並びに第五

行うものに限る。第八十三条第三項及び第二百二十五条第四号ニ(7)において同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業(第一号の五に掲げる業務に該当するものを除く。又は農林中央金庫の業務(同号に掲げる業務に該当するものを除く。))の代理又は媒介

一の四 「同上」

「号を加える。」

一の五・一の六 「同上」

二・二の二 同上

二の三 労働金庫電子決済等代行業(法第八十九条の五第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業をいう。以下同じ。)に係る業務又は当該業務と併せ営む銀行法第二条第十七項に規定する電子決済等代行業に係る業務

三・三の五 同上

四 金融商品取引法第二条第八項第七号、第十三号及び第十五号に掲げる行為(同号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等(暗号資産の価値、暗号資産関連オプション(同法第百八十五条の二十三第一項に規定する暗号資産関連オプションをいう。))の対価の額又は暗号資産関連金融指標の動向をいう。第十四号並びに第五十一条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。))の分析に基づく投資判断(同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。第十四号並びに第五十一条第二

十一条第二項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

〔五〇十三 略〕

十四 投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第九十四条の三第二項及び第九十四条の四第二項において同じ。)又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。)に係る業務

〔十四の二〇三十九 略〕

〔4〇18 略〕

(専門子会社の業務)

第五十一条 〔略〕

2 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第一号から第十号まで、第十三号、第十六号及び第十七号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務(同項第一号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び第三号(同項第一号に係る部分に限る。))に掲げるもの並びに商品先物取引法第二条第二十一項に規定する商品市場における取引等の委託を受ける業務に限り、金融商品取引法第三十五条第二項第二号に掲げる業務にあつては、第四十二条第六項第一号及び

項第一号及び第三項第一号において同じ。)に基づいて財産の運用を行うものを除く。)を行う業務

〔五〇十三 同上〕

十四 投資助言業務(金融商品取引法第二十八条第六項に規定する投資助言業務をいう。第九十四条の二及び第九十四条の三において同じ。)又は投資一任契約(同法第二条第八項第十二号口に規定する投資一任契約をいい、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断の全部又は一部を一任されるものを除く。)に係る業務

〔十四の二〇三十九 同上〕

〔4〇18 同上〕

(専門子会社の業務)

第五十一条 〔同上〕

2 〔同上〕

第三号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げるものに限る。
（のほか、次に掲げるものとする。）

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 略〕

3 法第五十八条の五第一項第三号及び第三号の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、金融商品取引法第三十五条第一項第十号及び第十三号に掲げる行為を行う業務並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号等資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 略〕

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第八十二条の四 法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者

一 金融商品取引法第二条第八項第七号及び第十一号から第十七号までに掲げる行為（同項第十二号、第十四号及び第十五号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二各号に掲げる行為を行う業務

〔二・三 同上〕

3 〔同上〕

一 金融商品取引法第二条第八項第十一号、第十二号及び第十四号に掲げる行為（同項第十二号及び第十四号に掲げる行為にあつては、暗号資産の価値等の分析に基づく投資判断に基づいて財産の運用を行うものを除く。）並びに金融商品取引法施行令第一条の十二第一号に掲げる行為を行う業務

〔二〇五 同上〕

（金庫との間の契約に定めなければならない事項）

第八十二条の四 法第八十九条の六第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者

(同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二十二條第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者(同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。))を含む。第八十二条の十六及び第五十二条の二の十八第一号において同じ。))を含む。以下同じ。))が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の八、第五十二条の二の八第二項、第五十二条の二の九及び第五十二条の二の十において同じ。))を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。))を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。))に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2
「略」

(労働金庫連合会との間の契約に定めなければならない事項)

(同条第一項に規定する労働金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十九条の十二第六項の規定により当該労働金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二十二條第十八項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者(同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。))を含む。第八十二条の十六及び第五十二条の二の十八第一号において同じ。))を含む。以下同じ。))が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第八十二条の八、第五十二条の二の八第二項、第五十二条の二の九及び第五十二条の二の十において同じ。))を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。))を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務(当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に関するものに限る。))に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2
「同上」

(労働金庫連合会との間の契約に定めなければならない事項)

第八十二条の八 法第八十九条の八第三項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業再委託者（第八十二条の四第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第八十九条の八第一項の労働金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

（届出事項）

第八十三条 「略」

2 「略」

3 法第九十一条第三項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信

第八十二条の八 法第八十九条の八第三項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業再委託者（第八十二条の四第二項に規定する労働金庫電子決済等代行業再委託者をいう。以下同じ。）の委託を受けて法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合において、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該労働金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該労働金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該労働金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該労働金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに法第八十九条の八第一項の労働金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

（届出事項）

第八十三条 「同上」

2 「同上」

3 法第九十一条第三項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。ただし、第三号に掲げる場合にあつては、銀行等（銀行、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信用協同組合、中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会、信

用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第二百五十二条の第二項及び第二百五十二条の二の三において同じ。）でない労働金庫電子決済等代行業者が法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行つているときに限る。

〔一〇三 略〕

〔4〇10 略〕

（電子決済手段の発行に係る健全かつ適切な運営を確保するための措置）

第九十四条の二 金庫は、顧客との間で電子決済手段（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する電子決済手段をいう。以下同じ。）の発行による為替取引を行う場合には、電子決済手段の特性及び自己の業務体制に照らして、顧客の保護又はその業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる電子決済手段を発行しないために必要な措置を講じなければならない。

（電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第九十四条の三 金庫は、その行う業務のうち、電子決済手段（暗号等資産に該当するものを除く。次条第一項において同じ。）を

用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫をいう。第二百五十二条の第二項及び第二百五十二条の二の三において同じ。）でない労働金庫電子決済等代行業者が法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行つているときに限る。

〔一〇三 同上〕

〔4〇10 同上〕

〔条を加える。〕

（暗号資産の取得等に係る情報の安全管理措置）

第九十四条の二 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務

取得し、又は保有することとなる業務について、当該業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

- 2 金庫は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

(電子決済手段及び暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

- 第九十四条の四 金庫は、その行う業務のうち、電子決済手段を取得し、又は保有することとなる業務について、電子決済手段の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及び当該業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

- 2 金庫は、その行う業務のうち、暗号等資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号等資産に係る投資助言業務について、暗号等資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

について、これらの業務の内容及び方法に応じ、当該業務に係る電子情報処理組織の管理を十分に行うための措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

(暗号資産の取得等に係る健全性確保を図るための措置等)

- 第九十四条の三 金庫は、その行う業務のうち、暗号資産を取得し、又は保有することとなる業務及び暗号資産に係る投資助言業務について、暗号資産の特性、取引の内容その他の事情に応じ、金庫の経営の健全性の確保を図り、及びこれらの業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な体制を整備する措置を講じなければならない。

〔項を加える。〕

(金庫の特定関係者)

第一百二条 「略」

2 「略」

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社)又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下の項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「譲渡法人等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

(臨時休業の届出等)

第一百二条 「略」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〜四 略」

五 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により労働金庫代理業者とみ

(金庫の特定関係者)

第一百二条 「同上」

2 「同上」

3 特別目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下の項において同じ。)については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者(同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。)に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等(以下この項において「譲渡法人等」という。)から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

(臨時休業の届出等)

第一百二条 「同上」

2 「同上」

「一〜四 同上」

五 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者(銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により労働金庫代理業者とみな

なされた金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。
）を含む。）において当該金庫のために行う労働金庫代理業の
業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を
休止する場合

〔3～5 略〕

（労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第二百二十条 「略」

2 前項の規定にかかわらず、法第八十九条の四に規定する金庫等
が銀行法第五十二条の六十の二第三項の規定に基づき届け出るこ
ととされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定す
る内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、前項第三号及び第四
号に掲げる事項とする。

3 「略」

（労働金庫代理業の許可の審査）

第二百二十五条 金融庁長官等及び厚生労働大臣は、法第八十九条の

三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第
五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲
げる事項に配慮するものとする。

〔一～三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと
。

された金庫等（法第八十九条の四に規定する金庫等をいう。）
を含む。）において当該金庫のために行う労働金庫代理業の業
務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休
止する場合

〔3～5 同上〕

（労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第二百二十条 「同上」

2 前項の規定にかかわらず、法第八十九条の四に規定する金庫等
が銀行法第五十二条の六十一第三項の規定に基づき届け出ること
とされている銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する
内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、前項第三号及び第四号
に掲げる事項とする。

3 「同上」

（労働金庫代理業の許可の審査）

第二百二十五条 「同上」

〔一～三 同上〕

四 「同上」

〔イ〕ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)〕(4) 略〕

(5) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(6)〕(11) 略〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔(1)〕(4) 同上〕

(5) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第六十二条第二項若しくは協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条第一項において準用する銀行法第二十七条若しくは第二十八条の規定により解散を命ぜられ、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可を取り消された場合

〔(6)〕(11) 同上〕

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業

農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービス提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「略」

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経

協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十条第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 「同上」

ト 「同上」

過しない者

〔1〕(4) 略

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 略

チ 〔略〕

〔五〕七 略

(労働金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第五十二条の二 銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第五十二条の二の三において同じ。)が法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)を行う場合に限る。

〔一〕四 略

2 〔略〕

〔1〕(4) 同上

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事、監事若しくは会計監査人又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

〔6〕(11) 同上

チ 〔同上〕

〔五〕七 同上

(労働金庫電子決済等代行業の登録申請書の記載事項)

第五十二条の二 銀行法第五十二条の六十一の三第一項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者(同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第五十二条の二の三において同じ。)が法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合に限る。

〔一〕四 同上

2 〔同上〕

(労働金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第二百五十二条の二の二 銀行法第五十二条の六十一の三第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 労働金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)のいずれれを行うかの別(同項各号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。))のいずれれも行う場合は、その旨)

【二・三 略】

2 【略】

(変更の届出を要しない場合等)

第二百五十二条の二の六 【略】

2 【略】

3 労働金庫電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第二百五十二条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面(法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。))を行うこととなつた場合に限る。)を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(労働金庫電子決済等代行業に係る業務の内容及び方法)

第二百五十二条の二の二 【同上】

一 労働金庫電子決済等代行業に係る行為のうち、法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)のいずれれを行うかの別(同項各号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。))のいずれれも行う場合は、その旨)

【二・三 同上】

2 【同上】

(変更の届出を要しない場合等)

第二百五十二条の二の六 【同上】

2 【同上】

3 労働金庫電子決済等代行業者は、銀行法第五十二条の六十一の六第三項の規定による変更の届出をしようとするときは、当該変更の内容及び変更年月日を記載した届出書に理由書及び第二百五十二条の二第一項第四号に掲げる事項を記載した書面(法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。))を行うこととなつた場合に限る。)を添付して金融庁長官等及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

(利用者に対する説明)

第五十二条の二の八 銀行法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、労働金庫電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 労働金庫電子決済等代行業者は、法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)を行う場合においては、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該事項を明らかにすることができ。

3 銀行法第五十二条の六十一の八第一項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一・二 略〕

三 法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)を行う場合において、同号に規定す

(利用者に対する説明)

第五十二条の二の八 銀行法第五十二条の六十一の八第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、労働金庫電子決済等代行業者が、利用者との間で継続的に法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合において、直前に当該利用者との間で当該行為を行った時以後に銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項に変更がないときとする。

2 労働金庫電子決済等代行業者は、法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)を行うときは、インターネットを利用して閲覧に供する方法その他の適切な方法により、利用者に対し、銀行法第五十二条の六十一の八第一項各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合においては、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者又は同項各号の金庫を介して当該事項を明らかにすることができ。

3 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)を行う場合において、同号に規定す

る指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 「略」

（金庫が行う業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第二百五十二条の二の九 労働金庫電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、労働金庫電子決済等代行業者の業務を金庫が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第八十二条の二に定める行為を除く。）を行う場合においては、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者又は

る指図に係る為替取引の額の上限を設定している場合には、その額

四 利用者との間で継続的に法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、契約期間及びその中途での解約時の取扱い（手数料、報酬又は費用の計算方法を含む。）

五 利用者から当該利用者に係る識別符号等を取得して法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、その旨

六 「同上」

（金庫が行う業務との誤認を防止するための情報の利用者への提供）

第二百五十二条の二の九 労働金庫電子決済等代行業者は、労働金庫電子決済等代行業の利用者との間で法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合には、あらかじめ、当該利用者に対し、インターネットを利用して当該利用者が使用する電子機器の映像面に表示させる方法その他の適切な方法により、労働金庫電子決済等代行業者の業務を金庫が行うものではないことの説明を行わなければならない。ただし、労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同項各号に掲げる行為（第八十二条の二に掲げる行為を除く。）を行う場合においては、当該労働金庫電子決済等代行業再委託者又は

同項各号の金庫を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第五十二条の十 労働金庫電子決済等代行業者は、法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の金庫が行つた預金者が当該金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、労働金庫電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の金庫又は労働金庫電子決済等代行再委託者(労働金庫電子決済等代行業再委託者にあつては、労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。))を行う場合に限る。)を介して行うことができる。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第五十二条の十八 銀行法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

一 「略」

二 法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に定める行為を除く。)を行う前に、それぞれ同項各号の金庫又は労働金庫連合会との間で、法第八十九条の六第一項又は第

同項各号の金庫を介して当該説明を行うことができる。

(為替取引の結果の通知)

第五十二条の十 労働金庫電子決済等代行業者は、法第八十九条の五第二項第一号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)を行つたときは、遅滞なく、当該行為を委託した預金者に対し、当該行為に基づき同号の金庫が行つた預金者が当該金庫に開設している口座に係る資金を移動させる為替取引の結果の通知をしなければならない。ただし、労働金庫電子決済等代行業者は、当該通知を、同号の金庫又は労働金庫電子決済等代行再委託者(労働金庫電子決済等代行業再委託者にあつては、労働金庫電子決済等代行業者が労働金庫電子決済等代行業再委託者の委託を受けて、同号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。))を行う場合に限る。)を介して行うことができる。

(利用者の利益を保護するために必要な協会員に係る情報)

第五十二条の十八 「同上」

一 「同上」

二 法第八十九条の五第二項各号に掲げる行為(第八十二条の二に掲げる行為を除く。)を行う前に、それぞれ同項各号の金庫又は労働金庫連合会との間で、法第八十九条の六第一項又は第

八十九条の八第一項に規定する契約を締結せずに労働金庫電子決済等代行業を営んでいる労働金庫電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「略」

(情報通信の技術を利用した提供)

第百五十二条の六 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 金庫又は労働金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫又は労働金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該金庫若しくは労働金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客又は顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子

八十九条の八第一項に規定する契約を締結せずに労働金庫電子決済等代行業を営んでいる労働金庫電子決済等代行業者を知ったときは、その者に関する前号に掲げる情報

三 「同上」

(情報通信の技術を利用した提供)

第百五十二条の六 「同上」

一 「同上」

イ 金庫又は労働金庫代理業者(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う金庫又は労働金庫代理業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該金庫若しくは労働金庫代理業者の用に供する者を含む。以下この条において同じ)の使用に係る電子計算機と顧客等(顧客及び顧客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子

計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫又は労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〜ニ 略〕

二 〔略〕

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 〔略〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは

計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同項に規定する事項の提供を行う金庫又は労働金庫代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

〔ロ〜ニ 同上〕

二 〔同上〕

2 〔同上〕

一 〔同上〕

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（顧客の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものであること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは

、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第七条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て同号イ若しくは口若しくは同項第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 略】

四 〔略〕

3 〔略〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百五十二条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第

二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 〔略〕

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げ

、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（令第七条の三に規定する方法による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくは口若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

【イ・ロ 同上】

四 〔同上〕

3 〔同上〕

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）

第百五十二条の十二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）

るものに該当するものを除く。）

ロ 「略」

ハ 法第九十四条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「略」

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

「へ・ト 略」

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第 号）第四十三条各号に掲げるもの

三 「略」

ロ 「同上」

ハ 法第九十四条の二に規定する特定預金等（ハを除き、以下「特定預金等」という。）、農業協同組合法第十一条の五に規定する特定貯金等、水産業協同組合法第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の十一に規定する特定預金等、信用金庫法第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法第十七条の二に規定する特定預金等、銀行法第十三条の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法第五十九条の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 「同上」

ホ 信託業法第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権

「へ・ト 同上」

「号の細分を加える。」

三 「同上」

別紙様式第1号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 業務報告
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 労働金庫名
理 事 長 氏 名

1. [略]

2. 当庫の現況

[(1)～(4) 略]

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

[表略]

(記載上の注意)

1. 当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 (労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の60の2第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。)が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. [略]

[ロ.～ホ. 略]

[(6)・(7) 略]

3. [略]

別紙様式第1号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 業務報告
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 労働金庫名
理 事 長 氏 名

1. [同左]

2. 当庫の現況

[(1)～(4) 同左]

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

[同左]

(記載上の注意)

1. 当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 (労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。)が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. [同左]

[ロ.～ホ. 同左]

[(6)・(7) 同左]

3. [同左]

別紙様式第5号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 業務報告
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名

1. [略]

2. 当会の現況

[(1)~(4) 略]

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

[表略]

(記載上の注意)

1. 当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 (労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の60の2第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。)が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. [略]

[ロ. ~ホ. 略]

(6) [略]

3. [略]

別紙様式第5号 (第21条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 業務報告
年 月 日 作成 住 所
年 月 日 備付 労働金庫連合会名
理 事 長 氏名

1. [同左]

2. 当会の現況

[(1)~(4) 同左]

(5) 事務所等の状況

イ. 事務所数

[同左]

(記載上の注意)

1. 当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者 (労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。)が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

2. [同左]

[ロ. ~ホ. 同左]

(6) [同左]

3. [同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令の一部
改正)

第二条 労働金庫法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（
平成十七年^{内閣府}厚生労働省^{令第三号}）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第三条第一項の主務省令で定める保存)</p> <p>第三条 法第三条第一項の主務省令で定める保存は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の保存とする。</p> <p>〔一〇九 略〕</p> <p>十 第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十の第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>十一 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>十二 「略」</p> <p>（法第四条第一項の主務省令で定める作成）</p> <p>第五条 法第四条第一項の主務省令で定める作成は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の作成とする。</p> <p>一 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十の第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>二 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十の第二項において適用する場合を含む。）</p>	<p>(法第三条第一項の主務省令で定める保存)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>〔一〇九 同上〕</p> <p>十 第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>十一 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>十二 「同上」</p> <p>（法第四条第一項の主務省令で定める作成）</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の四十九（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p> <p>二 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第一項（同法第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。）</p>

<p>三 「略」</p> <p>(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)</p> <p>第八条 法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、労働金庫法中、次に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。</p> <p>「二〇九 略」</p> <p>十 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項(同法第五十二条の六十の二第二項において適用する場合を含む。)</p> <p>十一 「略」</p>	<p>三 「同上」</p> <p>(法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等)</p> <p>第八条 「同上」</p> <p>「二〇九 同上」</p> <p>十 第九十四条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十第二項(第五十二条の六十一第二項において適用する場合を含む。)</p> <p>十一 「同上」</p>
--	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。